

金融庁AMLガイドラインを踏まえた対応 (概要)

不許複製 無断で一部または全部をコピー、複写することを禁じます。また、本資料に記載されている全事例に現れた個々の事象に対する評価(問題点)、解決策や改善策例につきましては弊社の意見を示すものに過ぎず、将来的な指摘を受けた際に万全な解決策・改善策を保証するものではありません。

マネロン等ガイドライン(12/8日案)の留意点

- ▶ 犯収法に代わってマネロン対策の強化を図るもの
 - ✓ リスクベースアプローチの全面的な強化を要請。
 - ✓ 「対応が求められる事項」の実践はミニマムスタンダード。
 - ✓ 同時にコルレス先管理など監督指針の努力項目も義務化。
- ▶ ガイドラインへの不十分な対応は業務改善命令の対象
 - ✓ 銀行法・監督指針と紐付けられ、行政監督上の規範化。
 - ✓ 金融庁は継続的に見直しを図りつつ、モニタリングを強化。
 - ✓ 2019年FATF対日相互審査を意識(審査対象行は不明)。
- ▶ 経営陣の一段の関与を強調
 - ✓ 経営戦略等における重要課題として主体的かつ積極的に関与。
 - ✓ 関連部門に委ねるのではなくトップダウンで組織横断的に推進。
 - ✓ マネロン対策の研修等に自ら参加するなど、率先垂範を指摘。

経営陣関与によるリスクベースアプローチの強化

- リスクの特定・評価の精緻化
 - ✓ 社内情報を一元的に集約し、経営陣が主体的・積極的に関与。
 - ✓ 個別具体的特性を踏まえたリスク評価書の作成は前提。
 - ✓ 経営陣がリスク評価の関与し、結果を承認。
- リスクに応じた段階的なリスク低減策等の再検討
 - ✓ 直面するリスクに応じて、顧客や取引毎に個別具体的に検討。
 - ✓ 一律に厳しくするのみならず、簡素な措置も必要。
 - ✓ 残存リスク評価の上、更なる措置の実施の必要性につき検討。
- 顧客管理(CDD)等の強化
 - ✓ 当初の本人確認において、「信頼に足る証跡」入手を確立。
 - ✓ 中間管理として、継続的な情報入手の枠組みを構築。
 - ✓ 顧客受入れ方針で、謝絶の際の「合理的」な条件を整理。

人的資源の投入による管理態勢の見直し

- 第一線における研修等を通じた理解の促進
 - ✓ 方針等を十分に理解し、取引時確認など責務を的確に実施。
 - ✓ マネロン関連情報を共有し、リスク認識を継続的に高める。
 - ✓ 人事・報酬制度等で取組み姿勢を関することが望ましい。

- 管理部門の強化
 - ✓ 適切な知識及び専門性等を有する職員を配置する。
 - ✓ 質問内容や気付き等の還元を含む第一線への十分な支援。
 - ✓ マネロン専担部室の設置を期待。

- 内部監査の充実
 - ✓ マネロン対策を監査計画に織り込む。
 - ✓ 適切な知識および専門性等を有する職員を配置。
 - ✓ 監査結果を報告し、フォローアップや改善に向けた助言を行う。

システム改善による対応能力の強化

▶ データベース・分析システム

- ✓ 高リスク顧客を的確に検知する必要。
- ✓ 各種の管理データを整備し、分析・当局報告に活用。
- ✓ 内部・外部監査等の独立した検証プロセスで有効性を確認。

▶ 取引モニタリングシステム

- ✓ 取引状況の分析、異常取引や制裁対象取引の検知等に活用。
- ✓ シナリオ・抽出基準について常に改善を図る必要
- ✓ 制裁リストが最新のものとなっていることを確保。

▶ FinTech等の活用

- ✓ 新技術を活用したマネロン対策の高度化・効率化の検討。